

財団法人千歳福祉サービス公社個人情報保護規程

平成 17 年 4 月 1 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、財団法人千歳福祉サービス公社（以下「公社」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、公社の事業の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別することができるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピューターを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索できる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 公社が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 職員 理事長の命を受けて公社の事務局の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことにより特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(責務)

第 3 条 公社は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、あらゆる運営業務

を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(利用目的の特定)

第4条 社は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 社は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

(業務ごとの利用目的等の特定)

第5条 社は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う業務ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(目的外利用の制限)

第6条 社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 社は、合併その他の事由により他の福祉サービス事業者等から業務を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 社は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

(取得の制限)

第7条 社は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 社は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人

情報については取得しないものとする。

3 会社は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等との事由により、本人から取得することができないとき。
- (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

4 会社は、前項第4号から第5号までの規定により本人以外の者から個人情報を取得したときは、当該取得及び利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(利用目的の通知等)

第8条 会社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 会社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
(個人データの適正な維持管理)

第9条 会社は、利用目的の達成に必要な範囲で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 会社は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適正に措置を講ずるものとする。

3 会社は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 会社は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 会社は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人データの利用及び提供の制限)

第 10 条 会社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項に定める第三者に該当しないものとする。

- (1) 会社が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 会社は、前項第 3 号に規定する利用する者の利用目的又は当該個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データの開示等)

第 11 条 会社は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 会社の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は非開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正等)

第 12 条 社は、保有個人データの開示を受けた者から書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出た者に対し書面により通知するものとする。

2 社は、前項の通知を受けた者から再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(個人情報保護管理者)

第 13 条 社は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

3 事務局長は、理事長の指示及び本規程の定めるところにより、適正管理対策の実施、担当職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を有するものとする。

4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を担当職員に行わせることができる。

(苦情対応)

第 14 条 社は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、事務局次長とする。

3 事務局次長は、担当職員を指定して苦情対応の業務を行わせることができる。

(職員の義務)

第 15 条 社の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、担当職員に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(その他)

第 16 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。